

気象警報の発表・解除にともなう生徒の登下校に関する規定

【通常授業の場合】 警報の種類によって次のA B二つに分けて対応する

A：暴風・暴風雪 B：大雨・洪水・大雪

A：暴風・暴風雪
警報の場合

校区該当地域

奈良県北西部・奈良県北部全域・奈良県全域
京都府山城南部・山城中部・京都府南部全域・京都府全域
東部大阪・大阪市・大阪府全域

午前7時の時点で上記のどこかに警報が発表されている

その日が全日授業の
日であれば自宅待機

午前11時の時点で
警報が解除された

YES

13:30 までに登
校し、午後の授
業を行う

NO

休校

その日が午前中授業
の日であれば休校

B：大雨・洪水・
大雪警報の場合

該当地域

奈良市西部

午前7時の時点で奈良市西部に警報が発表されている

YES

その日が全日授業の
日であれば自宅待機

午前11時の時点で
警報が解除された

YES

13:30 までに登
校し、午後の授
業を行う

NO

休校

その日が午前中授業
の日であれば休校

NO

■自宅のある地域に警報が発
表されていれば、自宅で待機
すること。なお、午前11時の
時点で警報が解除されればた
だちに登校すること。
■通学経路の安全確保に不安
がある場合は自宅で待機する
こと。

欠席遅刻扱いにはならない

【定期考査期間の場合】

午前11時の時点で警報が解除されている場合、午後1時30分までに登校し、当該定期考査を受けること。